

※必ず、お読み下さい。

周知の埋蔵文化財包蔵地の

「周辺地」に関するご案内

「周辺地」とは、周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する地域のことで、工事中に埋蔵文化財(新たな遺跡)が発見される可能性が高い場所となっております。「周辺地」での調査(立会または試掘)はあくまでも任意となっておりますが、工事途中で埋蔵文化財(新たな遺跡)が発見された場合、その現状を変更することなく、遅滞なく、遺跡発見の届出を提出することが文化財保護法第96条において義務付けられています。この場合、工事を中断し、発掘調査等を実施することとなりますので、工事計画等に大きな支障をきたす恐れがあります。

そのため、本市では「周辺地」に該当する地域については、遺跡の有無を確認するための事前調査(立会または試掘調査)の実施へのご協力をお願いしております。

文化財保護法（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）抜粋

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

周辺地に関して、ご不明な点等がありましたら下記までご連絡をお願いします。

吹田市教育委員会 文化財保護課

TEL 06-6338-5500

FAX 06-6338-9886